



発行所 岡垣町役場
責任者 辻守荘
印刷所 大和印刷所
電話(宗像) 2027番

昭和42年度町県民税の

申告について

①提出期限及び提出場所

3月15日まで、役場税務課
毎年、税務課職員が直接受付
けていない分については記載
洩れや添付書類に不備が多数
ありましたので、出来るだけ
直接税務課に提出して下さい。

②申告をしなければならぬ人

昭和42年1月1日現在当町に
住民登録等の有無を問わず住
所(生活の本拠)があり、昭和
41年中の所得金額が10万円以
上ある人は、申告をしなければ
なりません。

(10万円以下でも申告書の送
付を受けた人は申告をしてい
ただきます。)

③町県民税は……前年の所得

(昭和41年1月1日から12月
31日までの、1年間に得た所
得)に対して、課税されます
ので41年中の所得について申
告下さい。

④給与所得者で申告しなければ

ならない人
給与所得者は、通常の場合申
告をする必要はありませんが
次のような特別の人は、申告
をしなければなりません。

①給与所得以外に地代、家賃
配当、農業、営業、恩給、
退職所得などの所得のある
人

(注) 所得税の確定申告で

は、これらの給与以外の所
得が、5万円以下であれば
申告の必要がありません
が、町県民税については、
5万円以下でも申告しなけ
ればなりません。

⑤本年1月1日現在給与の支

払いを受けている人で勤務
先より、当町役場に、給与
支払報告書の提出のない人
⑥昭和41年中途就職し、前
職で給与所得のある人で
所得の年末調整を受けてい



ない人

③昭和41年中に給与所得のあ
る人で、昭和41年中に退職
した人

④雑損控除や、医療費控除を
受けようとする人

⑤申告書の送付を受けていない

が申告しなければならぬ人
該当者は、役場税務課に請求
の上申告して下さい。

⑥わからないとき

申告書の書き方などについて

わからないときは、税務課に
お尋ね下さい。

なお、お尋ねになるときは
申告書には住所、氏名、生年
月日、扶養控除欄等の、わか
る範囲は、必ず記入して必要
書類を持参して下さい。

⑦若し申告しなかつたときは

申告義務のある人が、もし申
告書を、提出しなかつたとき
申告書に必要な記載がないと
き、申告期限を過ぎて、申告

税金を計算することになり、
余分の税金を、納めなければ
なりません。

所得税の確定申告及
び事業税の申告につ
いて

①申告期限

(イ)所得税の確定申告

3月15日(水)まで

(ロ)事業税の申告

3月15日(水)まで

②岡垣町役場での受付日時

当町役場で、若松税務署、若
松財務事務所係官来庁の上所
得税の確定申告、事業税の申
告及び、個人の町県民税申告
を左記日時に、共同受付を行
ないです。

申告書の住所、氏名、職業、
電話番号欄は、もちろん、配
偶者控除、扶養控除欄の氏名
続柄、生年月日は必ず記入し
ておいて下さい。

③確定申告をしなければな
らない人

①昭和41年中の各種の所得金
額が「一三七、五〇〇円+
配偶者控除額+扶養控除額
」より多い人は、申告しな
ければなりません。

②給与所得のみの、所得者は
申告する必要がありません
が、給与以外の所得の合計
額が5万円をこえる人、そ
の他特別の人は、申告しな
ければなりませんので、申
告書の、送付を受けない人
で、申告の必要があると思
われる人は役場税務課に早
目にお尋ね下さい。

④退職所得についても②と同
様です。

④確定申告をすれば税金が
戻る人

書を、提出したときは、所得
控除や、税額控除をしないで

Table with columns for dates (3月1日 to 3月8日) and tax filing status (所得税申告受付, 事業税申告受付, 町県民税申告受付) and a section for '受付時間' (9時~16時).

①昭和41年中の配当や、原稿料などの収入が少なく、そのほかの所得も多くない人
 ②給与所得や、退職所得のある人で、雑損控除、医療費控除又は、寄附金控除を受けることができる人
 ③給与所得者で昭和41年中途で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けなかった人
 ④予定納税をしている人で、申告納税額が予定納税額より少ない人

◎所得税の確定申告書を提出した人の事業税及び町県民税の申告について
 本年から前年分の所得税につき、確定申告書を提出した人は、事業税の申告または、個人町県民税の申告の義務はありませんが、当町に本年1月1日現在住所のある人で、若松税務署以外の税務署に提出された人は、確定申告書の「写」を当町役場税務課に提出して下さい。

◎日曜日の所得税確定申告の受付のお知らせ
 平日に申告出来ない方のために、3月12日の日曜日に、若松税務署で行なわれますので、お知らせします。

◎固定資産課税台帳の縦覧
 昭和42年度の固定資産課税台帳を、左記のとおり、関係者の縦覧に供しますので、お知らせします。

この台帳は、昭和42年度固定資産税(土地、家屋、償却資産)を課税するための、基礎となるものですから、この縦覧期間中に、台帳を確かして下さい。
 なお、台帳の内容について、不服がある場合は、3月1日から3月30日の間に審査の申出をすることが出来ます。

記
 一、縦覧期間
 3月1日～3月20日
 毎日午前8時から午後4時30分まで(土曜日の午後及び日曜日を除く)
 二、縦覧の場所
 岡垣町役場税務課

昭和四十二年 入園 受付

新年度も間近にひかえ、本年度も多数の園児が、親替りとなり、すこやかに育てられた保育園に別れをつけ、小学校へ上っていく日をたのしみに、元氣一ぱい過しております。
 両親が働いているため、昼間子供を保育する者がいない、又はこれから働きたいが、子供がいるため、働けない等、家庭において、昼間乳幼児の保育に困っている家庭は、遠慮なく、どしどし保育園を御利用下さい。

- 記
 一、入園申込み先
 岡垣町役場民生課
 二、提出書類
 1、保育所入所申請書
 (用紙は役場民生課、東部出張所、保育園に備えてあります)
 2、源泉徴収票
 (給与所得者のみ、勤務先にあります)
 尚申請書提出の際は、必ず、保護者が持参のこと。家庭の状況を調査致します。
 三、受付期間
 二月二〇日より三月一〇日まで

別表1 (昭和41年9月1日現在)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額	
階層区分	市町村民税等による定義	三才以上三才未満の場合	三才未満の場合
A階層	生活保護法による、被保護世帯(準要保護世帯を含む)	0円	0円
B階層	A階層を除き、前年度分の町民税非課税世帯	0	0
C階層	第一階層	前年度分の町民税のうち均等割のみの課税世帯(所得割非課税世帯)	1.150
	第二階層	前年度分の町民税のうち所得割額が5,000円未満である世帯	1.350
	第三階層	前年度分の町民税のうち所得割課税額が5,000円以上である世帯	1.600
D階層	第一階層	前年分の所得税課税額が3,000円未満である世帯	2.200
	第二階層	前年分の所得税課税額が3,000円以上30,000円未満である世帯	2.870
	第三階層	前年分の所得税課税額が30,000円以上60,000円未満である世帯	4.200
	第四階層	前年分の所得税課税額が60,000円以上である世帯	6.300

別表2

保育料基準額表の町民税等による定義上の階層及び固定資産税額による区分	認定する階層
C階層の第1階層に属し前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯	C階層の第2階層
C階層の第2階層に属し前年度分の固定資産税課税額が6,000円以上である世帯	C階層の第3階層
C階層の第3階層に属し前年度分の固定資産税課税額が8,000円以上である世帯	D階層の第1階層
D階層の第1階層に属し前年度分の固定資産税課税額が10,000円以上である世帯	D階層の第2階層

岡垣町保育園
 入園 受付
 基準
 保育所へ入所できる
 保育所へ入所できる児童は、その家庭が、次のいずれかの事情にある場合です。しかし、次の(1)から(5)までの場合はその家庭の母親以外の人が、児童の保育で、
 (1) 家庭外の労働
 児童の母親が、昼間家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合。
 (2) 家庭内の労働
 児童の母親が昼間家庭で、児童とはなれて、日常の家事以外の仕事をするのが、普通なので、その児童の保育ができない場合、しかし、父親がその仕事に従事して、かつ、そのための使用人がいる家庭は除かれる。
 (3) 母親のいない家庭
 母親の死亡、行方不明、拘禁などの理由により、母親がいない場合。
 ができる場合は除かれます。
 (1) 家庭外の労働
 児童の母親が、昼間家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合。
 (2) 家庭内の労働
 児童の母親が昼間家庭で、児童とはなれて、日常の家事以外の仕事をするのが、普通なので、その児童の保育ができない場合、しかし、父親がその仕事に従事して、かつ、そのための使用人がいる家庭は除かれる。
 (3) 母親のいない家庭
 母親の死亡、行方不明、拘禁などの理由により、母親がいない場合。

(4)母親の出産等

母親が出産の前後であったり病気があったり、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合。

(5)病人の看護等

その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人があるため、母親がいつもその養護にあたっており、その児童の保育ができない場合。

(6)家庭の災害

火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合。

岡垣町保育園概況

○定員八〇名

二才以上児 七〇名

二才未満児 一〇名

○保育時間

午前八時より、午後四時まで
但し家庭の都合により、保育時間の延長が必要と認められた児童については、午前七時半より、午後五時半まで保育する

○給食状況

三才以上児
副食（おかず及びおやつ）
三才未満児
完全給食

○保育料月額
別表一及び別表二のとおり

母子家庭に対する

児童扶養手当の支給について

児童扶養手当とは、父が死亡離婚又は遺棄等により、父と生計を同じくしていない児童の福祉増進を図ることを目的として支給されるもので、その要旨は次のとおりです。

支給要件

- 一、父が死亡した児童
- 二、父が離婚した児童
- 三、父が重度の廃疾の状態にある児童
- 四、父の生死が明らかでない児童
- 五、父が引き続き一年以上遺棄している児童
- 六、父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童
- 七、母が婚姻によらないで懐胎した児童

※児童とは

- (1)義務教育終了前の児童
- (2)義務教育に引続いて盲学校ろう学校若しくは養護学校の中学期に在学するもの
- (3)二〇才未満の者で、重度の廢疾（身体の機能障害、精神障害又は長期にわたる安静を必要とする病状で重度のもの）であるもの

手当額

月を単位として支給され、その額は

- 児童一人の場合、一四〇〇円
- 児童二人の場合、二二〇〇円
- 児童が三人以上の場合は、二一〇〇円にその児童一人につき四〇〇円を加算した額

支給期間

認定の請求をした月より、手当を受けるべき事由のなくなった月まで支給。
したがって支給権ができたときは、直ちに申請しないといつまでも受給できない。

支給の制限

- 一、母若しくは養育者が次に該当する場合はその間支給を停止される
- (1)他の法令による公的年金を受けている場合
(受ける権利のある場合も含まれる)
- (2)母若しくは養育者が、前年の所得が二四万円を越えるとき但し前年の一月三十一日においてその児童の生計を維持したときは、児童一人につき四万円を加算した額とする。

例

当該児童が二人いる場合は二四万円に一人四万円加算した額（すなはち二人の場合は八万円を加算した額）で計三二

- 万円以下であればよい
- 二、母若しくは養育者の扶養義務者の前年の所得が基準（六〇万円程度）以下であること。

申請手続き

一、提出書類

身体障害者手帳を利用しよう

病氣、あるいは最近戦争以上といわれる交通戦争等、我々の周囲には生命をも奪いかねない危険がいっぱいである。

わが町内にも現在三三〇人もわが人が身体障害者手帳を保持しているが、まだ多勢の人が手帳の交付を受けていないようである。

日本の社会保障制度もだんだん充実してきたがまだまだ西歐諸国には遠く及ばない、せめて実施されている制度だけでも最大限に利用しようではないか。

話はそれだが身体障害者手帳の交付を受けるだけでもいろいろの恩恵があり、それを列挙すると、

- (1)バス及び汽車等乗車券の半額割引
- (2)補装具（眼鏡、杖、補聴器、

- (1)認定請求書（役場にあり）
- (2)住民票謄本一通
- (3)戸籍謄本一通
- (4)その他関係書類

二、提出先

岡垣町役場民生課

義足等）の交付

(3)テレビ、ラジオの受信料の減免

(4)バイク、自動車税等の減免

(5)所得税、町県民税の控除対象及び免稅

以上手帳の交付を受けたからといって全部該当するものではないが、すくなくともこれらは手帳を持っていないと対象にならない。

手帳はその人の障害の程度を示す証明書として重要であり、種々の関係法律で準用されるので、まだ手帳を持っていない者は直ちに交付を受けるべきである。

注・申請手続きについては役場民生課でおたずね下さい。

選挙について

昭和四十二年一月二十九日、執行の衆議院議員総選挙及び、最高裁判所裁判官国民審査の投票、及び開票結果（岡垣町分）は次のとおりです。

当日有権者数

- 男 三、九三二票
- 女 四、五三八票
- 計 八、四七〇票

投票総数

- 男 三、二六二票
- 女 三、七四六票
- 計 七、〇〇八票

投票率

- 男 八二、九六%
- 女 八二、五五%
- 計 八二、七四%

候補者得票数

- 日本社会党多賀谷真稔 五七八票
- 日本社会党松本七郎 八一〇票

○福岡県知事選挙

告示 4月3日

投票日 四月十五日

○福岡県議会議員選挙

告示 三月三十一日

投票日 四月十五日

○岡垣町議会議員選挙

告示 四月二十一日

投票日 四月二十八日

○開票は当日開票です。
 ○選挙人名簿について
 調整期日 三月一日現在
 縦覧及び異議の申請期間
 自 三月十一日
 至 三月二十日
 場所：町選挙管理委員会事務
 局にて行います。
 名簿確定日

三月三十日

右の有権者は、昭和二十二年三月二日以前に生れた人、(二十才以上の人)及び昭和四十一年十一月三十日までに、岡垣町に転入した人です。以上

選挙管理委員会

◎戦没者等の遺族に対する特別弔

慰金支給法の改正について

特別弔慰金は、昭和四十年四月一日現在に於てその戦没者について、年金等を誰れも受けていない場合に限り、弔慰金の受給権者、又は戦没者の子のみが受給できる規定となっていた。このため弔慰金の受給権者が死亡国籍そう失、再婚、生死不明等である場合、戦没者に子がない限り、受給権は認められなかった。今回これを改正して、弔慰金の受給権者がなくなっている場合でも、戦没者の死亡当日戦没者と一緒に生計にあった父母、孫、祖父母、兄弟、姉妹がある

場合、その順序に転給できるようになった。なお戦没者死亡後遺族以外の者と婚姻、養子縁組等をしたことよって、昭和四十年四月一日に於て、戦没者の死亡当時称していた氏と交っている者については、転給が認められないことになっていきます。以上のとおり改正になりましたので該当される方は、戦没当時の除籍の謄本及び受給権者の戸籍抄本、印鑑持参の上役場民生課窓口まで、お出下さるようお願いいたします。

◎香典返として

社会福祉協議会へ寄附

- 今般左記のとおり、香典返として、社会福祉協議会に多額の寄附をいただきました。御芳志は、町民福祉のため、有効に活用させていただきます。御志に報いたいと存じます。こゝに謹んで御報告少々御礼を申し上げますと共に恭しく故人の御冥福をお祈り申し上げます。
- 戸切故竹石ナヲ殿(八十八才)
 十二月十四日死亡、長男竹石寿男氏より寄附。
 ○野間故高山元作殿(七十七才)
 十二月十八日死亡、長男高山順元氏より寄附。
 ○海老津故木原サツ殿(八十七才)
 一月八日死亡、長男木原寿雄氏より寄附。
- 糠塚故石松広義殿(五十才)
 一月一日死亡、父石松伝次氏より寄附。
 ○海老津故長畑幸一殿(七〇才)
 一月十六日死亡、長男長畑鹿雄氏より寄附。
 ○高陽故藤浦芳太郎殿(七十九才)
 一月二十六日死亡、長男藤浦義人氏より寄附。
 ○東山田故三戸頼三郎殿(七十才)
 一月二十七日死亡、長男三戸国俊氏より寄附。
 ○新松原故吉田栄殿(六十八才)
 二月十日死亡、長男吉田昌司氏より寄附。
 ○吉木故太田与三殿(七十一才)
 二月十九日死亡、長男太田晃氏より寄附。

「すまい」のお知らせ

雇用促進事業団では、公共職業安定所の紹介で、人手のたりない地域に就職される方達のために、アパートを用意しております。(別表)

このアパートに入居出来る方は
 ①公共職業安定所の紹介で、他の公共職業安定所の管轄地域内に常用労働者として就職される方。すでに就職された方でもその就職が過去三年以内である場合には入居の対象となります。
 ②月収が家賃の五倍以上で支払い能力がある方。
 ③扶養親族を有する方で、その扶養親族と同居する方。

このアパートの場所は、別表
 入居手続などくわしいことは、八幡区陣山八幡公共職業安定所か、県庁職業安定課にお問い合わせ下さい。

建設年度別	所在地	設置戸数	入居戸数	空室
三七	八幡区穴生田二三九	一一二	一〇六	六
三八	〃 二二二	一七六	一六九	七
三九	粕屋郡古賀町大字花見	一九二	一六三	二九
四〇	福岡市大字那珂一一六四	二四〇	一四一	九九
四一	小倉区小柳二六〇	一八三	〇	一八三
四一	宗像郡宗像町自由カ丘	二〇〇	四二年五月下旬竣工予定	

「納め忘れた

国民年金保険料

国民年金制度は、自営業者や無職の人などが、年をとったり、廃疾の状態になって働くことが出来なくなったり、又は夫が死亡し、母子世帯になったときに、年金を支給し、本人、及び遺族の生活の安定をはかることを目的とする年金制度です。ところで、年をとって働けなくなったときに支給される老令年金は、一定の期間、保険料を納めていなければ支給されません。また廃疾の状態になったときに支給される障害年金、夫や両親が死亡したときに、その遺族に支給される母子年金や、遺児年金などは、年金を受ける事由が起きたとき、その直前の一

定期間の保険料を納めていないれば、支給されないことになっていきます。したがって、保険料を納め忘れたり、遅れたりしないようにしなければなりません。現に保険料を納めていなければ、支給されたいのに、納め忘れたり、遅れたりしたために、支給されない人達がしばしば見受けられます。

このようなことのないよう、保険料は納めなければならぬ。日までに忘れずに納めるようにしましょう。

保険料を納めなければならぬ日は、各月の保険料について次の表に掲げる日までとなっています。

各月の保険料	保険料を納めなければならぬ期限
四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、翌年一月末日	七月末日
一、二、三、四月末日	十月末日
	四月末日

また、保険料を納める方法は納めるのに便利なように、すべての被保険者が持っている国民年金手帳の所定の欄に印紙をはり、住民課の窓口で検認を受けることによって、納めることになりません。なお、本町では、各区に一名の年金委員さんが居られますから、委員さんを通じて納めて下されば便利です。

しかし、保険料を印紙によって納めることが出来るのは、四月分以降の保険料は翌年の四月末日まで、もし、五月以降になると社会保険事務所へ現金で納めに行くか、又は社会保険事務所から納付書をもって、日本銀行の代理店や郵便局へ納めなければなりません。このように、保険料を納め忘れ、現金で納めなければならぬことになる、納める手続きが難かしくなり、また保険料が多額となって、納めるのが困難になりますから、期限内に納めるようにしましょう。

(住民課)

「国民健康保健の保険証(被保険者証)の有効期限がきました」

当町の国民健康保険に加入している皆さん。皆さんがお医者さんに診療に行く時にもっていく保険証の使用期限がきました。

お願ひします。 記
期日 三月二十二日から三十一日まで
場所 東部出張所および区長宅
なお各部落の検認の期日、場所の決定次第、区長さんを通じて御連絡します。

(住民課)

当町の国民健康保険に加入して

いる皆さんへ!!

第三者(加害者)の行為などによる事故が発生した場合は、必ずお届け下さい。

第三者(加害者)の行為によって発生する事故の大部分は交通事故です。この事故の生々しさは連日新聞、テレビ等で報道され大きな社会問題となつていくことは御承知のとおりです。この事故を防止することについては、交通関係者を始め、多くの人々が努力しているにも拘わらず車両の激増と、道路事情の

アンバランス、運転者の交通法規違反、歩行者の不注意等により増加の一途を辿っていることは洵に遺憾なことです。もし、事故にあったならば必ず保険係までお届け下さい。届出についての書類は窓口にて備えつけております。

(住民課)

岡垣総合優勝

遠賀郡駅伝大会で

一月二二日第十五回遠賀郡町 一区 岡垣役場前へ妙見折返し 七、五斤 対抗青年駅伝大会を実施。

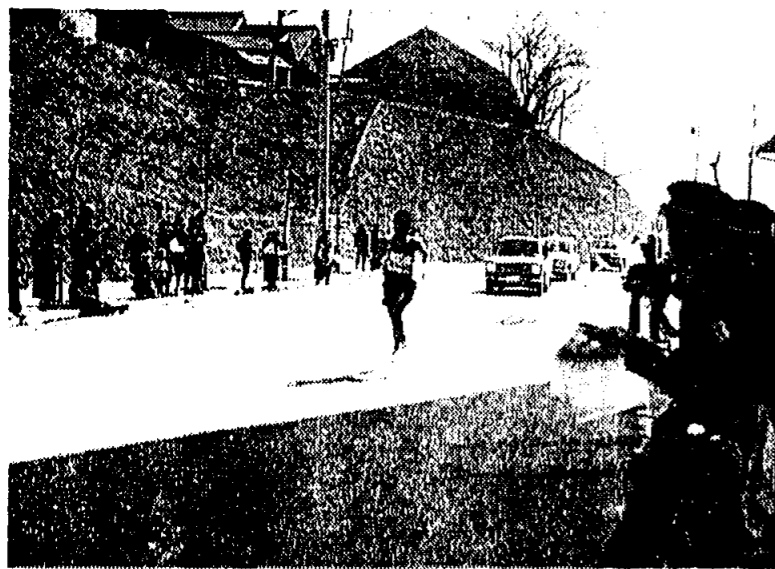
二区 吉木、高倉、野間、吉木 五、一杆
三区 吉木入口、糠塚折返し 七、〇杆
四区は一区に、五区は二区に 六区は三区に同じ
青年の部で
入江光次郎、戒能杉雄、西岡次春、入江東樹、武内忠義、石橋健次君が走り二位
一般の部で
入江秀敏、中西聖治、小野実男、門司勇二、藤村公男、西岡良渡君でチーム編成、二位を九分八秒ひきはなして優勝
六区間のうち戒能杉雄君、小野実男君、門司勇二君、西岡良渡君が区間賞をとり、岡垣独走の感あり。

フクニチ駅伝参加

二月十九日福岡市、八木山峠 田川市体育館まで五一杆を七区に分け健脚を競う。
八幡製鉄等二三チーム強豪ぞろいの中に列し、岡垣町体育協会も単独でチーム編成
一区 九・九杆 藤村公男
二区 九・六杆 門司勇二
三区 五・五 入江東樹
四区 六・〇 入江光次郎
五区 五・二 石松 実
六区 六・〇 西岡次春
七区 八・八 小野実男
十二位でゴールイン、昨年は十五位、来年は十番内に入ると皆張り切っている。



2月5日の別府毎日マラソンに 門司勇二さん小野実男さんも参加



議会だより

第四回定例会は、十二月十三日午前九時三〇分岡垣町議会事堂に招集され、会期は十二月二十日まで八日間とし、次の議案が可決された。

議案第五十一号

岡垣中学校鉄筋防音増築工事請負契約について

昭和四一年八月九日指名競走入札に付した岡垣中学校鉄筋防音増築工事について、左記のとおり請負契約を締結したので町議会に報告する。

記

- 1、契約の目的 岡垣中学校鉄筋防音増築工事
- 2、契約の方法 指名競走入札による契約
- 3、契約金額 七八五万円
- 4、契約の相手方 北九州市小倉区東港町四番地四九 株式会社成重建設
- 5、工期 自昭和四一年八月十二日
- 6、支出科目 昭和四一年度一般会計中学校増築費より

議案第五十二号

町道吉木―元松原線舗装工事請負契約について

昭和四一年一月二八日、指名競走入札に付した町道吉木―元松原線舗装工事について、左記のとおり請負契約を締結したので町議会に報告する。

記

- 1、契約の目的 町道吉木―元松原線舗装工事
- 2、契約の方法 指名競走入札による契約
- 3、契約金額 九〇〇万円
- 4、契約の相手方 北九州市八幡区藤田町一丁目 三共建設株式会社
- 5、工期 自昭和四一年十二月一日
- 6、支出科目 昭和四一年度一般会計道路改良費より

議案第五十三号

岡垣町道路線の認定について 道路法才八条才二項の規定により岡垣町道路線を左記のとおり認定するものとする。

- 1、整理番号 九八号
- 2、路線名 東山田線
- 3、起点 岡垣町山田字登立三ノ一 地先
- 4、終点 岡垣町山田字鍋田三ノ二 地先
- 5、延長 六八二米
- 6、巾員 六米

議案第五十四号

昭和四〇年度岡垣町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第二三三條第三項の規定により昭和四〇年度岡垣町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

岡垣町歳入歳出決算書

歳入	現額	245,889,000円	予算	245,889,000円	
歳出	現額	260,405,186円	予算	239,859,093円	
歳入	比	14,516,186円	歳出	比	6,029,907円
歳入	差引	20,546,093円	歳出	差引	5,000,000円
歳入	繰越	15,546,093円	歳出	繰越	15,546,093円

議案第五十五号

昭和四〇年度岡垣町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について

地方自治法第二三三條第三項の規定により昭和四〇年度岡垣町特別会計国民健康保険歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

歳入	現額	23,368,000円	予算	23,368,000円	
歳出	現額	26,302,962円	予算	22,254,879円	
歳入	比	2,934,962円	歳出	比	1,113,121円
歳入	差引	4,048,083円	歳出	差引	4,048,083円
歳入	繰越	4,048,083円	歳出	繰越	4,048,083円

議案第五十六号

昭和四〇年度岡垣町特別会計上水道歳入歳出決算認定について 地方自治法第二三三條第三項の規定により昭和四〇年度岡垣町特別会計上水道歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

歳入	現額	11,170,000円	予算	11,170,000円	
歳出	現額	13,135,742円	予算	10,300,098円	
歳入	比	1,965,742円	歳出	比	869,902円
歳入	差引	2,835,644円	歳出	差引	2,835,644円
歳入	繰越	2,835,644円	歳出	繰越	2,835,644円

議案第五十七号

昭和四〇年度岡垣町特別会計農業共済事業歳入歳出決算認定について

地方自治法第二三三條第三項の規定により昭和四〇年度岡垣町特別会計農業共済事業歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

歳入	現額	2,998,000円	予算	2,998,000円	
歳出	現額	3,986,911円	予算	2,145,389円	
歳入	比	988,911円	歳出	比	852,611円
歳入	差引	1,841,522円	歳出	差引	1,841,522円
歳入	繰越	1,841,522円	歳出	繰越	1,841,522円

議案第一号

第一回臨時町議会は一月一日午前九時三〇分岡垣町議事堂に招集され、会期は一月二〇日まで一〇日とし、次の議案が可決された。

- 1、岡垣町助役の選任について 岡垣町大字糠塚一三九八番地野田武を助役に再任した。
- 2、岡垣町収入役の選任について 岡垣町大字三吉七三〇番地野中正利を収入役に再任した。

議案第三号

昭和四一年度岡垣町一般会計補正予算(第三号)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一、一四五千円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ三五四、四五〇千円とする。

議案第四号

岡垣町農業共済条例の一部を改正する条例 第二〇条中「二反歩」とあるを「二〇アール」に「一五五畝」とあるを「一五アール」に改める。

第二一条第二三條中「二反歩」とあるを「一〇アール」に改める

議案第五号

岡垣町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 岡垣町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第七号

岡垣町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第八号

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

議案第九号

岡垣町々営プール建設について 左記により町営プールを建設したいので町議会の議決を求めらる。

- 1、目的 岡垣町営プール建設事業
- 2、建設場所 岡垣町山田小学校
- 3、開始年度 昭和四一年度より
- 4、附帯条件 (イ)町は機会均等の見地から町内各小学校に年度をおって建設する (ロ)町の負担区分は一貫して主体育事並に浄化槽施設とする

議案第一〇号

昭和四一年度岡垣町一般会計補正予算(第四号)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五一〇〇千円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ三五九、五五〇千円とする。

議案第一一号

岡垣町有線放送設備工事請負契約について 岡垣町契約条例の規定に基づき指名競争入札に付した岡垣町有線放送設備工事について下記の通り請負契約を締結するため地方自治法第九六条第一項第九号の規定により議会の議決を求めらる。

記

- 1、契約の目的 岡垣町有線放送設備工事
- 2、契約の方法 指名競争入札による契約

- 3、契約金額及び契約の相手方
二三、八〇五千元 福岡市
中庄町三三九州電気工事株
式会社福岡支店
- 5、支出科目 一般会計総務費
有線放送事業費
より
- 4、工期 自昭和四二年一月
一三日

農地被買収者国庫債券の

買上償還、担保貸付について

●農地報償の国庫債券を国が買上をするが、該当者は国庫債券受領者であって、生活保護者、又は生活困窮者が対象で、金額は最高十万円迄です。

●国債担保貸付は事業をする人が対象で、資金の使途は、事業資金のみで最高十万円迄で、申込期限は三月三十一日迄です。尚くわしくは、役場産業課へ問合せ下さい。

高倉神社御由緒略記

高倉神社は日本書記卷の三所載の古社で、人皇第十四代仲哀天皇(約千七百年前)御勅祭の大社で、大倉主命・菟夫羅媛命の二柱を奉祀し、昔は神田千町の勅定あり。伊賀彦を神職となし、社殿宏壮に廻廊を囲らし楼門を構え二十餘の末社が境内にあったが、今は境内末社五社以外に二社を残すのみ。

社領の神田も正長年間(五百四十年前)足利義教の時代は二十四町六反垣崎庄で二百十四町歩あり、神林の地域も広大であったが、豊臣秀吉及小早川秀秋の時代に悉く没収された。

天文五年二月(約四百三十年前)九州探題大内義隆の社殿の造営あり、永祿二年(約四百年前)大友宗麟の兵火に罹り社殿を初め社記宝物等悉く烏有に帰し、延徳三年(約四百七十年前)三月手野の住人須藤駿河守行重の寄進の毘沙門天の銅像のみを残した。

天正十五年(約三百五十年前)国主小早川隆景の社殿造営があり、その後代々の国主の信仰篤く、慶長十八年八月(三百五十年前)黒田長政の大梵鐘及鳥居の奉納あり。

宝歴六年(約三百年前)社修理が行われた。



(高倉神社神官吉田太郎記)

★果樹園の地力をつくらう

きょうは、果樹園の地力増進についてお知らせしましょう。果樹は、永年生の作物ですから、地力を増やすことがとくにたいせつです。このためにはまず果樹の根が深く広くはいる、よく働くように、少なくとも地下六十センチメートルぐらいまでは、空気つまり酸素含量を多くしてやることです。

つきに、果樹の生育に適した土壌反応にしておくことが必要です。多くの果樹の場合、PHが五・五から六ぐらいが適当です。このことは、石灰でどれほど満たされているかという、塩基飽和度と関連しています。

また、土の中の腐植含量が多くなければなりません。これは土を団粒構造にするとも増し、働きをよくするの非常にたいせつです。

このほかに、根のまわりに有効態リン酸がじゅうぶんにあることも地方の要素にあげられます。

これらのためには、排水を考えて六十センチメートルから一メートルの深さに耕やします。

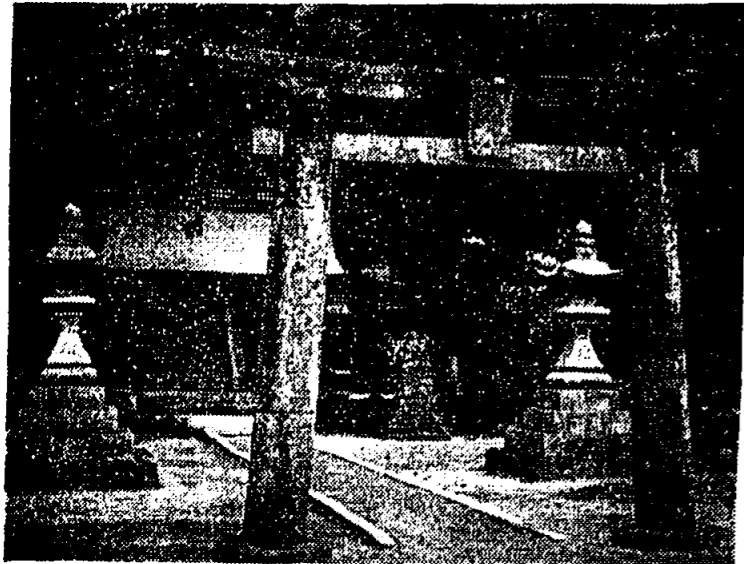


◎貯蔵ミカンの管理

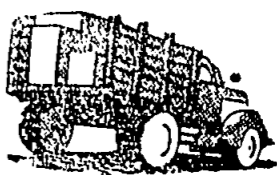
寒さも峠を越し日増しに暖かくなってきましたが、これから貯蔵ミカン管理の大切な時期です。とくに、ことしの温州ミカンは浮き皮がひどい上に酸の含量が低かったため、貯蔵力が低下しています。加えて、一月下旬から気温が暖かくなり、いよいよ貯蔵条件が悪い状態でした。そこで、果実の腐敗が多くなりますので点検を多くし、腐れが他の果実に拡がらないようにしてください。それにもまして、貯蔵庫の温度を下げることに努め、湿度を八〇%程度の適湿に保つようにせねばなりません。

これに粗大有機を出来るだけ多く数層に埋めこむとともに、その間に苦土石灰や溶成リン肥を施すことです。その量は、土一立メートル当たり苦土石灰三キログラム、溶リン一キログラムぐらいが適当です。そのほか、果樹園全面に苦土石灰を多量に施してください。酸性の度合や土性などによって施用量はちがいますが、福岡県の場合、大部分の果樹園は強酸性なので、十グラムは必要です。この場合、土とよくまぜることがたいせつです。みかん園では、春肥の前にぜひ施すようにしましょう。

気温が高くなると暖かい日中にはできるだけ貯蔵庫をあけないようにします。そして換気も気温が低い夜明け方に行うことが大切ですが、晴天で湿度の低い夜を選んでください。雨降りはもちろん、雨模様で湿度が高い時に換気をしたり、戸や窓を明けますと湿気を導入して果面に露をおきますのでじゅうぶん注意して下さい。特にもやがかかった湿度の高い日や暖かい雨の場合には、絶対に貯蔵庫に入ったり、戸や窓をあけないようにしましょう。これは冷たい空気を取り入れる吸気孔についても



同様です。暖かくなったら日中は閉じ、夜明けの換気の際に開けてください。
なお、長期貯蔵は適地でない
と有利とはいえません。食味の低下と腐敗、目減りなどの点から二月中に出荷した方が、多くの場合、有利です。



◎ 大型車の事故を 締めだそう

交通事故のなかでも、大型貨物自動車や、ダンプカーによる事故は、死亡、重傷といった大きな事故を起こしています。
昨年暮れ、愛知県で、幼稚園児の列にダンプがつつこみ、多くの犠牲者が出た事故をはじめとして、あちこちで大型車による事故が続いています。
ダンプカーや大型貨物自動車は、近代産業の重要な手として輸送機関の中で重要な働きをしています。

- 踏み切りで止まらないとき
- スピードオーバーしているとき
- 無理な追い越しをしたとき
- 標識が設置されているところで止まらないとき
- 一方通行の違反をしたとき
- 右側通行をしたとき
- 荷物をつみ過ぎているとき
- 歩行者の通行を妨げたとき
- 信号を無視したとき
- なお、通報するときは

- あなたの住所と氏名
 - 違反を見た時間と場所
 - 違反の内容
 - 違反した車のナンバーと会社名
 - 車の種類、ボデーの色
 - 進行方向
 - なお、忘れずに、知らせてください。
- 福岡県警察本部から、違反車両の通報についてのお知らせです。



電気器具の上手な 買い方 型式認可のあるものを

最近のように電気器具が数多く出回ると、電気器具を買う場合に、いろいろ判断に迷って困る場合があります。そこで電気器具を買う場合に心得ておきたい事項をあげてみましょう。
まず▽マーク(型式認可)があるものをえらぶことです。▽マークのあるものは、国で製品を試験した結果、合格したものであるというしるしで、ホームプレート(銘板)に書いてあります。

つぎに、信用と技術のある店で買うことです。電気器具は長い間使用するものだけに買ったあとでも、よく面倒をみてくれる店で求める方が便利です。これには、前もってそのお店の評判をよく調べておくことです。また買おうとする器具についての正しい知識を身につけることも大切です。電気器具店によく相談したり、実際に使用している人にきいたりするのがよいでしょう。家族の人数や部屋の広

さに適した器具をえらぶことも忘れないでください。

主な電気用品に附されるマークおよび番号

電気用品の種類	マークおよび番号
器具配線	▽ 41—000
器具制限流電	▽ 51—000
小型単相変圧器または放電灯用安定器	▽ 61—000
小型交流電動機	▽ 71—000
器具熱電	▽ 81—000

★ 石油ストーブを使うときには

石油ストーブは、経済性の面から最近かなり多く使われており、それに比例して、事故もふえています。
そこで、石油ストーブを使うときには次の点に注意してください。

石油ストーブに使う燃料は、いまでもなく白灯油で、JIS規格がもうけられています。原油からは、ガソリンをはじめとして多種多様な油がとれます。したがって灯油に似たもので規格にあわない品も市に出回ることがあります、しかもガソリンです。

素人は、一見ただけではそれを見わけることはできません。実際に使ってみて、くさみが少く、目にしみないススの度合いのひどくないものを選ぶことが必要です。

まちがってガソリンを売った、などというぶつそうな話を聞くこともありますが、白灯油とまちがえられるものに、しみ抜きに使う白色ガソリンがあります。指をつつこんでみて、いつまでもベタベタするのは白灯油で、すぐにスツと乾くのはガソリンです。

火の始末
人にたのむなまかせるな
出る前 寝る前 火の用心
春先は山火事のシーズン
たき火のあと始末は完全に